

小笠原返還

尾 曲 巧

キーワード：サンフランシスコ体制、信託統治、ラドフォード提督、
欧米系島民、佐藤・ジョンソン会談

はじめに

1951年9月8日、サンフランシスコ講和条約により、日本は国際社会への復帰が認められ、アメリカによる日本の占領の終わりを告げた。講和条約とそれと同時に調印された日米安全保障条約は、何よりも反共産主義の協定であったが、日本国内および周辺での米軍の継続的な駐留をはじめ、あらゆる方面で日本のアメリカへの従属を永続化するものであった。それはジョン・ダワーによると、「サンフランシスコ体制が日本の本当の主権ではなく、戦後の新たなアメリカ支配権のもとでの『従属的独立』をもたらした、という印象を強くした」¹⁾のものであり、「日本におけるアメリカの軍事的地歩は、当初からアメリカの世界戦略上の利益という観点から進められてきていた。さらにべつの見方をすれば、日本人はこうした真の主権を完全に放棄する高い心理的代償を払った。というのも、日本は太平洋の向こう側の偉大な白人国家の忠実な信奉者というはまり役をあたえられ、永遠の部下と」なるものであった。²⁾

対日講和条約によって小笠原、沖縄、奄美は本土以上の苛酷な運命に強いられた。講和条約第三条は、日本が、小笠原、沖縄、奄美について、「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」³⁾ものとされ、吉田茂首相の交渉により日本の「残存主権」が確認されたものの、3諸島は本土と切り離されることになったのである。戦後、沖縄が27年、小笠原が23年、奄美が8年の間アメリカの占

領統治下に置かれたが、それぞれの年数はアメリカが東アジアと太平洋上で展開する戦略上の重要性を示している。1963年からアメリカは、ベトナム戦争に本格的に介入し、沖縄の米軍基地はその軍事拠点としての役割がますます明確になっていった一方、弾道ミサイル発射可能な原子力潜水艦の登場で小笠原の軍事基地としての機能は低下していた。

沖縄・小笠原問題の本格的な再検討は1960年代後半に始まった。日米安保条約は1970年に期限が切れ、日米どちらからも廃棄の通告ができるようになっており、1960年の安保闘争の時のような紛争を避け、沖縄の現状維持よりも、安全保障に関する全般的な日米関係の強化をねらいとしたものだった。1969年に佐藤首相とニクソン大統領との間で沖縄の核抜き本土並み返還が合意され、1972年に返還が実現した。しかし、実際には、核持ち込みに神経質になっていた当時の日本人の感情を逆手にとり、沖縄からの核撤去を条件にして沖縄を軍事基地として自由に無期限に使用しようというアメリカのしたたかなねらいがあった。⁴⁾ 当時、アメリカは潜水艦で世界中に核を配備することが可能になっていたのである。「当時、わが国（アメリカ）は潜水艦から発射できる弾道ミサイルを保有しており、沖縄にあった地上発射型のミサイルは基本的に時代遅れになりました。射程距離が非常に長い大陸間弾道核ミサイル、なかでも潜水艦から発射できる弾道ミサイルが開発されたので、攻撃を受けやすい位置に核兵器を設置しておくことが、むしろ不利になったのです。もし、中国の沖縄への攻撃を懸念するのであれば、いっそのこと、沖縄にある核兵器は撤去するほうがましだったのです。ですから、沖縄に核兵器を置いても、アメリカならば日本の安全にとって何の貢献も果たさなかったのです。」⁵⁾ (括弧は著者による)

以上のことを踏まえ、本論文では、1952年の対日講和条約の発効により日本は連合国による軍事占領と支配から再独立したが、その後の日米二国間レベルの小笠原返還外交交渉の展開を2002年以後公開された極秘文書をもとにして検証する。1967年の佐藤首相とジョンソン大統領の会談において小笠原返還の合意をみたが、沖縄・小笠原返還問題はあくまで沖縄が論点であり、沖縄問題い

かんによる小笠原返還であった。それまでの小笠原諸島の施政権の返還交渉は、アメリカ軍部の抵抗により困難を極めた。特に、今までの先行研究ではあまり注目されてこなかったラドフォード提督の抵抗は際立っていた。返還にいたるまでの23年間、旧島民の帰島が1人として許されなかったが、それは日本側にとって人種差別とみなされても当然のものであった。さらに、返還間際までアメリカ側にマイノリティーとして都合よく利用され、同時にアメリカを利用した欧米系島民の姿は、戦後日本の縮図にも見えてくる。

第1章 戦後の小笠原諸島の地位

小笠原島民の歴史は1830年に欧米系の移民によって実質的に始まるが、それは当初から日英米の帝国主義的覇権争いの渦に巻き込まれたものだった。しかし、島民の本当の苦しみは第二次世界大戦に端を発するアメリカの新たな帝国主義的侵略においてであった。日本の敗戦で小笠原島民の血がアメリカの善悪二元論によって二分化され⁶⁾、かつてインディアンやハワイ、フィリピンの住民の存在が無きがごとくに扱われたように、旧島民の存在も無視され長きにわたって帰島を許されなかった。そのことは小笠原諸島がアメリカの帝国主義拡大の延長線上に置かれ、「明白な宿命」の犠牲の象徴と見なされるものであった。

第一次世界大戦において強大な軍事力を誇るアメリカが参戦することによってドイツが敗退し、英仏が勝利した。第二次世界大戦においてもアメリカが参戦しなければ英仏の勝利はなかったであろう。しかし、第一次世界大戦でのアメリカ軍兵士の犠牲者があまりに多かったため、国民の厭戦気分は根強く、米国議会でも中立を保つべきであるという意見が多く、米国議会は1935年から39年の間毎年のように中立法を成立させた。対独戦争を決意していたフランクリン・ローズベルト大統領としては、テキサス併合の際の「アラモを忘れるな」⁷⁾や米西戦争のきっかけとなった「メイン号を忘れるな」⁸⁾のような、たとえアメリカ国民を多少犠牲にしてでも何らかの劇的な事件によってアメリカの世論が日独伊に対して憤慨するように仕向ける必要があった。日本海軍の真珠湾攻撃により「真珠湾を忘れるな」は戦争遂行の合いことばとなって大統領の思惑

通りに事は運んだ。

真珠湾攻撃はローズベルト大統領にとっては奇襲攻撃ではなかったことが最近の研究で明らかになりつつある。アメリカ側は日本側の暗号電報をすべて解読し、日本海軍の太平洋での動きもすべて知り尽くしていたが、ハワイ現地の米軍司令官にはそれは知らせなかった。⁹⁾ 対独参戦へアメリカの世論を向けさせるためにローズベルト大統領は日本海軍の接近をあえて知らぬふりをし、アメリカ国民が日本人を卑劣な悪と見なし憎悪を抱くように準備した。真珠湾攻撃によって日本人は着々と対アメリカ戦を準備してきた極悪人という人種主義的に憎悪する自由をアメリカは獲得したのである。¹⁰⁾

そのような背景があったものの、1941年12月の日本海軍による真珠湾の攻撃は、アメリカの安全保障に対する大きな打撃であった。これを教訓に、アメリカ軍部はアメリカの安全保障に深く関わる太平洋地域を、他国の支配下に置くことは絶対にあってはならないと、翌年から海外基地の配置などについての検討を始めた。戦時中、検討が進むにつれ、小笠原、沖縄はアメリカの安全保障上の重要性を増してきた。さらに戦後ソ連をはじめとする共産主義諸国の脅威がはっきりし冷戦におよんで増々重要性を深めた。

小笠原旧島民の帰島及び小笠原諸島の本土復帰への多難な途は、日本の敗戦と降伏、そして連合国による軍事占領と支配から再独立した1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効の日遡る。この条約によって、小笠原諸島は琉球諸島、奄美諸島とともにアメリカ合衆国が信託統治制度のもとに置くことを国際連合に提案しそれが可決される日までアメリカ合衆国の施政権下に置かれることになった。1950年代から60年代にかけて、東アジアにおいて軍事的緊張と潜在的危機が高まり、アメリカはこれに対応すべく、沖縄、小笠原の軍事基地化とその強化を図り、両島における施政権を半永久的に確保することを不可欠と見なしていた。一方、日本は国際法的に見て、自国の固有の領土である沖縄、小笠原を放棄しアメリカに割譲したわけではなかった。その点はアメリカも潜在主権の名のもとに、日本の主権及び領土処分権が残されていることは認めていた。しかし、実際には施政権の名のもとに沖縄、小笠原両諸島で独占

排他的な政治権力が行使されていたことは明らかに不当なことであった。これら諸島のたどった運命はそれぞれ異なっているが、小笠原の場合は、一部の住民、つまり、アメリカ人と祖先を同じくする欧米系の島民だけが帰島を許され、日本人を祖先とする島民は23年におよぶアメリカ統治の間帰島を許されなかった。このことは外交史上他に類を見ない極めて不自然かつ不条理なことであった。また、沖縄、奄美が本土への復帰運動であったのに対し、本土に留め置かれた旧島民の運動は復帰運動以前の帰島運動であった。

小笠原諸島の日米間の返還交渉についての一部始終は、ロバート・エルドリッジがアメリカ側の資料を使って研究している。彼によると小笠原諸島の地位は次のような経緯でアメリカの統治下に置かれることになった。

軍部にとって、1941年12月の真珠湾奇襲攻撃は、アメリカの安全保障に対する大きな打撃であった。二度とそのような攻撃を受けてはならないと強く思ったのである。そして、イギリス、フランスや日本などの国々は、太平洋地域に当時の国際連盟の委任統治領（mandates）を持っていたが、既に弱体化しつつあったイギリスとフランスは、抑止力を発揮しえず、アメリカ本土、あるいはアメリカ領土であったフィリピン、グアム、ハワイなどを、日本の敵意から守ることができなかった。その教訓に学んで、軍部はアメリカの安全保障に深く関わる太平洋地域を、他の国の支配下に置くことを許してはならないと決意したのである。つまり、アメリカの安全保障を確立するために、太平洋地域をアメリカの支配下に置く方針が採択される。……それに対して、国務省は、何よりも国際公約的性格を帯びる「大西洋憲章」を重視した。……「領土その他の拡張に反対」、「自決権に基かない領土変更反対」など、戦後の新世界への理念を謳ったこの宣言は、アメリカ側によって作成され、アメリカが真珠湾攻撃を受け、参戦した後の1942年1月1日には、連合国の戦争目的となった。……平行線を辿っていた軍部と国務省の主張は、1946年に衝突した。それは、沖縄、小笠原を信託統治下に置くか否かをめぐる大統領への勧告に表れた。結局、ハーリー・

トルーマン大統領は、旧日本委任領を国連の信託統治下に置くことに決めたが、旧日本領であった小笠原・沖縄に関しては、決定を延期した。……1950年、1951年には、対日講和条約の内容についてアメリカ政府内での協議も始まり、領土の処理をもはや先送りできなくなった。

この作業を担当したのは、ジョン・ダレス (John F. Dulles) であった。ダレスは、軍部と国務省以外に、連合国そして冷戦において同盟国となりつつあった日本側の意見も配慮しなければならなかった。……国務省とダレスは領土の返還に好意的であった。しかし、JCSとマッカーサー総司令官は、強く反対した。

結局、ダレスは「潜在主権 (residual sovereignty) という方式を考えた。つまり、アメリカが施政権を保持しながらも、日本にとって最悪のシナリオである沖縄 (奄美大島を含む)、小笠原の完全な分離を避けた。この言葉は、講和条約第三条 (領土条項) には銘記されていないが、1951年9月5日にサンフランシスコで開かれた講和会議でダレスによって公に説明されている。これによって、アメリカが施政権を持つことになったが、同時に、日本に返還するという選択肢も残されることになった。ダレスとその関係者は、あらゆる機会を用いて日本側に対してその可能性を強調した。残念ながら軍部の強い反対で、実現したのはその十数年後であった。¹¹⁾

その後も国務省と軍部の対立は小笠原諸島の父島が軍事基地としての価値が下がる昭和40年頃まで続き、旧島民は23年間の長きにわたって帰島をかなえることができなかった。エルドリッジが沖縄統治との比較において指摘するように、小笠原の旧島民の帰島を許さないというアメリカ側の一方的な決着には無理があり¹²⁾、次節で述べるように、日米外交交渉において岡崎外務大臣をはじめ日本側が危惧したとおり、その背景には人種差別的な要因があると受け取られてもよいものだった。また、国際法上の先例から見ても川上健三が指摘するように欧米系島民と旧島民の間には法的地位において何ら異なることなく、欧米系島民を優先して帰島させる根拠は極めて乏しいものであった。¹³⁾

第2章 1952年以降の小笠原返還交渉

2002年（平成14年）12月23日、外務省は第17回外交記録公開を行い、その中の記録から終戦前後に小笠原島民の帰島をめぐる対米折衝の一端が明らかにされた。それは、小笠原返還が奄美返還よりも15年遅れた要因を示す決定的な資料と言えるものである。公開されたこれらの日本側の記録にもとづき、小笠原返還・旧島民の帰島問題、さらに帰島問題が補償問題へと移っていった原因について見ることにする。

1954年（昭和29年）12月27日に、外務省アジア局によって作成された極秘文書「小笠原旧住民の帰島問題に関する対米折衝経過概要」¹⁴⁾によると、日本側の小笠原旧島民の帰島問題は、小笠原に対するアメリカ側施政権の返還問題と切り離して、早急に解決すべきこととして対米交渉を重ねてきたものであった。その内容は次のようなものである。

まず、1952年（昭和27年）3月5日の公信をもって、小笠原帰郷促進連盟の外務大臣あて陳情書英訳文を当時の総司令部に送り、小笠原旧住民のみじめな状態を考慮し、その願望に対して同情的配慮を加えるよう要請した。同年6月23日、外務大臣書簡をもって、マーフィー駐日米国大使に対し本問題の解決について米国政府の好意的配慮を要請した。この件については、在米新木大使を通じて同様に申し入れを行ったが、アリソン國務次官補は7月8日新木大使に対し軍部と協議の上できるだけ速やかに回答すべき旨を約束した。同年8月4日、在京米国大使館の要望に応じて同諸島の戦前の人口、産業等に関する統計および旧住民が作成した帰島計画の要旨等を提出した。同年9月3日、吉田総理大臣は、当時の米国太平洋艦隊司令官ラドフォード大将对し私信を送り、米海軍当局の好意的配慮を要請した。

同年9月9日、マーフィー駐日米国大使は岡崎外務大臣に対し、(イ)日本政府は、1944年小笠原諸島よりその住民を撤退させたが、当時の住民の20パーセントのみが漁業に従事し、他の80パーセントは1940年以来要塞構築に従事するのであって、その総数も六千数百名と日本政府のいう七千数百名とは相当の開

きがあるのはどのような理由なのか、(ロ)住民帰島の場合の輸送費および生活資金等は日本政府において支出可能なのか、(ハ)同諸島の土地所有権は殆ど日本政府に属しているが政府はこれを住民に与える意向あるのか等の点について日本側の意向を質した。

日本側はこれに対応すべく、調査の上、(イ)については、日本側の主張を裏づけるために国勢調査に基づく各種人口統計、1944年と1952年における戸籍に関する調査と撤退当時の状況調査書を提出し、(ロ)については、あらかじめ大蔵省とも打合せの上、日本側において援助可能の旨を回答し、(ハ)については、住民は官有地の払い下げまたは借り受けを希望していない模様であるが、かりに必要とする場合には政府は無償または有償の貸付を考慮する旨を回答した。

さらに、同年10月初旬、ラドフォード司令官がマーフィー大使とともに小笠原の定例視察を終えて東京に立寄った際、岡崎外務大臣とマーフィー大使同席の上、ラドフォード司令官と会談し、小笠原問題に関する米国海軍側の意向を質したところ、同司令官は、日本が十分な海軍を持つに至るならばともかく、日本の防衛や日本船舶の護送等の責任を負わされている自分としては、これを果たすためには住民の帰島を許さずに、同諸島を純軍事目的に使用する方が好都合であるのみならず必要と考えている旨、さらに、すでに帰島している欧米系住民百数十名についてもその食糧、日用品、医者その他の世話を海軍側が引き受けさせられており煩瑣に堪えない旨を述べ、旧住民の帰島には直ちに同意できない旨の個人的見解を披瀝した。

これに対し、岡崎外務大臣は旧住民の切なる希望と日本本土における生活難の事情等を繰り返し説明し、かつ、欧米系住民のみの帰島を許したことは、日本側に対し人種的差別待遇の印象を与える危惧がある旨を強調した。しかし、ラドフォード司令官は、強硬に前二点を固執して聞き入れず、最後に旧住民の生活困難には同情すべき点があるため日米間に同諸島の租借協定のような取極めを結び、米国が相当の使用料を支払うこととし、その金を旧住民に配分してその生活難を助ける手段を考え、この線で解決を図ることも一案であると述べた。その後においても、東京およびワシントンにおいて米側の意向を打診した

が、米国政府関係各省間で検討中である旨のみ非公式に伝えられたにすぎなかった。

その後、1953年（昭和28年）8月13日、在米中の新木大使を通じて、奄美群島の返還措置に関する天皇陛下の御満足の思し召しをダレス米国国務長官に伝達するとともに、小笠原と沖縄の問題の解決に対しても今後は是非とも配慮願いたいと申しでたところ、ダレス長官は、国防省は奄美群島の返還措置は日本をして隣を得て蜀を望む結果となるという理由で急いで返還することに終始反対してきたが、国務省がこれを抑えて返還決定に持っていった次第を述べ、この際に日本側から小笠原、沖縄等に関する希望の表明があることは国防省の考え方が正しかったことになり、自分の立場が無いことになるから、この問題には今は触れぬことにしたいとその旨を語った。

さらに、同極秘文書「小笠原旧住民の帰島問題に関する対米折衝経過概要」を読み進めるとその内容は、1954年（昭和29年）2月10日のアリソン米国大使の一時帰国に際し、同大使に対して、小笠原旧住民の大量の帰島が生活、住宅等のために困難であれば、少数に限ってでもよいから米国の安全を害さずまたは行政上の負担にならない限度において試験的に帰島することを許されたい旨を非公式に申し入れた。これに関連し、2月18日、在米武内臨時代理大使に訓令して、(1)第一段階として帰島先を米軍軍事施設のない島に限定し、差し当たり1000人程度について試験的に帰島を許す (2)帰島者の人選に当たっては帰島後自活可能なものを選択する (3)帰島者の輸送費は日本政府で負担するほか、帰島後の住宅建設および生業ならびに一定期間の生活等の資金についても日本政府で考慮する (4)このような試験的帰島の結果により、さらにその他の者の帰島を考慮するとの趣旨で帰島の早期実現を折衝させた。この対米申入れに対し、国務省ヤング北東アジア部長から、(1)母島およびその周辺小島に1000人程度を養う資源があるか (2)試験的帰島が失敗した場合には日本政府はこれを引き取ることを保証するか (3)試験的帰島が成功した場合にはその後の帰島も母島とその周辺の小島のみで足りるか等の質問があるとともに、海軍の態度が依然強硬で極めて困難と考えられるが研究することにしたとの回答があった。

5月19日、在米井口大使に対して米側質問点に対する所要説明資料を送付するとともに、国務省に対しては、帰島問題に関連する米側の財政上またはセキュリティ上の複雑な問題があることを考慮して、日本側としては、米側の軍事上必要欠くことのできない島嶼のみを残し、米側が現に軍事上利用していない島嶼にのみ、奄美群島に関してとられたのと同様の措置がとられるならば、最も有難い旨をも説明するとともに、可能ならば、近く米国を訪問する吉田総理に対し本件に関する米側の好意的配慮の結果が伝えられるように交渉するよう同大使に訓令した。これに関しては、6月17日在米井口大使から、吉田総理の訪米に備え、日米間重要懸案の一つとして国務省と非公式に話し合いを行っていたが、国務省では、たとえ少数であっても帰島の実現を図るようハイレベルにおいて海軍側と話し合っている旨の同省係官の内話を伝えてきた。

同年11月3日、ワシントン発東京新聞の坂井特派員の報道は、同日愛知通産相一行がウィルソン国務長官と会談し、小笠原住民の帰島を要望した旨を伝えるとともに、同島の復帰問題に対して、米側はこれを無制限に許可すれば経済的に困難な同群島での生活が益々困難となる結果、米海軍が生活保障の面倒をみなければならない心配がある上に行政上の費用がかさむこと、また、スパイ防止その他取締上の問題があることを理由に難色を示している旨の観測を伝えた。これに対し、小笠原住民代表等は本件交渉の成行きを懸念するとともに、沖縄における例を考慮しても旧住民全部の帰島によっても、伝えられるような米側の心配はない点を強調し、総理訪米の機会にたとえ一部の帰島なりとも是非実現するよう切に要望している旨を、5日、井口大使あてに通報した。

11月10日、吉田総理一行と米側との会談に関する日米共同声明が発表され、その中で現在の国際状況を配慮しての琉球および小笠原諸島の地位ならびに元島民の小笠原諸島復帰に関する日本の要望等について検討が行われた旨が述べられた。その後の交渉状況について在米井口大使から、11月20日、小笠原諸島の元住民の帰島については総理の話し合いもあり、目下米海軍側と相談中であるが、なかなか捗らず、欧米系135名の帰島の結果差別待遇の感を与えている点は認めるものの、これは占領直後やったことで現在から見ると早計であっ

たという感じを持っているとロバートソン国務次官補が語った旨の通報があった。ついで12月17日、本件小笠原元住民の帰島ならびに財産補償問題に関し、国務省は関係者特に国防省と再びハイレベルの交渉を開始することになったが、日本側の希望するとおりの解決を見るかどうか目下のところ見通しは不明である旨の国務省係官の内話を伝えてきた。

以上、見てきたように日本政府は1952年（昭和27年）以降さまざまなルートを使って、アメリカ側に旧島民の帰島を認めるように働きかけ、その過程で、帰島の場合の交通費は日本側が負担する、住宅建設・生活資金も考慮する、軍事施設のない島に限り、先ず1000人程度を試験的に帰島させるなどの妥協案を次々に提示している様子が分かる。しかし、アメリカ側とりわけ軍部は、「日本防衛の責任を負わされており、小笠原を純軍事的に使用する方が好都合」と、帰島をかたくなに拒否し続けた。また、ダレス国務長官は奄美返還にあたっては重要な役割を果たしたが、奄美返還は小笠原・沖縄返還延長のための政策であったことが、日本側の「隴を得て蜀を望む」ような執拗な態度に対する憤りから窺われる。同時に、帰島問題に関してアメリカ内で柔軟な国務省とあくまで否定的な国防省の対立があった様子も見られる。当時、沖縄には、60万人以上の日本国籍を持つ人たちが住み、返還運動と連動した社会主義や共産主義の政治活動も行われていた。その沖縄はアメリカにとっては戦略上小笠原よりもはるかに重要であったにもかかわらず、小笠原旧島民の帰島をスパイ防止を理由に拒否した姿勢には、日本側が危惧したように「人種差別的印象」を与えると受け取られても仕方がないことである。

第3章 井口・ラドフォード会談から池田・ケネディ会談まで

さらに、1956年（昭和31年）、井口大使は8月4日、来日中のラドフォード米統合参謀本部議長をアメリカ大使館に訪問し会談したが、小笠原についての要旨を引用すると次のとおりである。

一．井口大使より先ず小笠原島民の帰島促進に関し

本件については貴下のペンタゴンにて再三御話せる通り日本政府にて帰還費用を持ち一、二千人を防備なき島に試験的に帰島方承認を得たく米側のセキュリティーに関する凡ゆる規制に服するは勿論帰島人名は予め米側の「スクーリング」にかけること異存なきに付、可及的速やかに之が実現方要望せるところ、「ラ」(ラドフォード米統合参謀本部議長)は帰島については国務省とも研究中なるが自分一個としては今のところ否定的意見である。蓋し硫黄島の旧住民約千三百人は帰還不可能のみならず他の島に例千人にても帰還実現するならば帰島日本人の方が現在同諸島にて自治をやりおる住民より多数となり之をoutvoteすることとなる結果、絶えず困難な問題を惹起する惧れがあるからである。又日本政府にて帰還に必要な費用を持つと云うも家屋等は米軍占領前全部破壊せられ之を復旧するには莫大な金を要すべし。従って自分としては寧ろ日本に定住せしめ政府において何等かの補償救済措置を採る方が安上がりにて又實際的と考えている旨述べた。……¹⁵⁾(括弧は著者による)

日本側が、スパイ活動に対するアメリカ側の懸念を考慮して、米軍による帰島希望者の思想調査実施を提案し決断を求めるほど譲歩したにもかかわらず、「日本に定住させ、何らかの保障救済措置をとる方が安上がり」とラドフォード司令官の反応は冷淡なものだった。一方で、当のラドフォード司令官は、1951年から1957年まで小笠原統治の任を負っており、その間、欧米系島民のために戦争残骸のスクラップから約10万ドルの資金を早々に創設し、また島民や海軍常駐者の子弟のためにラドフォード提督学校を設立するなど、島民の福利厚生のために家父長的な働きをしていた。旧島民への冷淡な反応は、あるいは、彼の小笠原に対する特別な感情も働いたとも思われる。¹⁶⁾

当時のアメリカ本土では、おりからの冷戦下でアメリカが悪の帝国と見なす共産主義国家ソ連への脅威が起り、その過敏さゆえに、1950年から54年にかけて上院議員McCarthyが発端となったマッカーシズムに翻弄されていた。その後のことでもありアメリカ側のスパイ活動に対する懸念も当然と思われる。

実際に、本土に残された旧島民の中には帰島実現に協力を得るために共産党に入党する者も少なくはなかった。¹⁷⁾ マッカーシズムの経験、冷戦の激化による共産主義への脅威の増大により、小笠原の米軍基地としての重要性も高まり、欧米系島民を善、旧島民を共産主義国家のスパイと成りうる悪と見なす従来の善悪二元論的発想が単純に当てはめられ、返還に応じることはできなかつたのではないか。

しかし、上述のような戦後の諸事情があったにせよ、この時期のアメリカの日本への対応にはアメリカ特有の強圧的な姿勢、つまり、帝国主義的に日本を睥睨する姿勢が見られることは否めず、国際緊張を利用しながら最終的に自己の利益をねらった一方的な政策の押しつけと言えるものであり、独立国家間の対等な立場での理想的な外交交渉であったとは言えない。『危機の二十年』で戦争と平和と国際関係を論じたエドワード・H・カーはアングロサクソン特有の表現形式を次のように述べているが、それは小笠原諸島をめぐるアメリカの独善的外交交渉にも言い得るものである。

大陸諸国において一般に行われているものであるが、英語国民が彼らの利己的な国家的利益を一般的福利という仮面でおおいかくす技術は達人のそれであるという過去があり、この種の偽装はアングロ＝サクソン精神の並はずれた独自の特質であるというのである。……英語国民は国際道義の独占者であるとの見解も、英語国民は全くの国際的偽善者であるとの見解も、ともにつぎのような単純な事実に帰着する。それは、国際的な徳行として一般に通っている行動規準が、自然なそして必然的ないきさつで、主として英語国民によりつくりだされてきたという事実に尽きるのである。¹⁸⁾

かつて、フロンティアに点在するインディアンを除き無人の荒野としたような発想が小笠原諸島に当てはめられ、「日本防衛の責任を負わされており」という「一般的福利」のための「責任」という「仮面」のもとで、旧島民が排除の対象とされたのではないか。

冷戦が厳しさを増す状況のなか返還を求める日本政府にとっても、本土に残され帰島を求める旧島民にとっても苦悩は止まなかった。本土の旧島民は早急な帰島を望みながらも、当面の生活のためにその力を補償・賠償の方へと割かざるを得ず、結局、旧島民の帰島は、1968年（昭和43年）6月の返還まで許されず、島民は20年以上にわたって二分され続けた。

国家を構成する要素として領土は不可欠のものであり、日本が沖縄、小笠原のすみやかな返還を求めることは当然のことである。しかし、世界の覇権と「パックス・アメリカナ」（アメリカの力による平和）の時期を享受し、また「世界の警察」を自ら任じ、混迷する東アジアにおいてその任を展開しているアメリカにとって、沖縄、小笠原の返還はとうてい応じられないことだった。また、アメリカ市民及び軍部には太平洋戦争で沖縄、硫黄島は多くの将兵の血を流して勝ち取った自分たちの領土ではないかという感情が強く残っていた。さらに、当時の日米両国関係には、経済力を含めて歴然たる格差があり、特に軍事的には日本の安全と防衛をアメリカの保護に大きく依存していた。

そうした中、佐藤総理大臣の密使として沖縄返還交渉に舞台裏で深くかかわった若泉敬は「敗戦後の被占領期間を通じて定着した特異な日米関係の清算と正常化を外交政策の基本目標として、一九五七年発足した岸信介内閣が、そうした情勢を受けて、沖縄問題に積極的に取り組む姿勢をみせたことは、敗戦後の“終わりの始まり”を告げるものであったと見てよいだろう」と見ている。¹⁹⁾ しながら、

岸がワシントンに到着する直前に、ホワイト・ハウスでの打合せ会合が行われ、帰島問題が議論の対象となった。ロバートソンは、2500人の帰島を許可するべきと主張し、それに対してラドフォードが、島民が帰島したら、「米軍に敵意の態度をとり、ますます要求を高めるようになる」と警告した。……訪米した岸との会談では、沖縄・小笠原問題が取り上げられた。結局、小笠原に関して、ダレスは一部の島民の帰島を検討すると約束した。しかし、岸が22日に発表する予定の共同声明に「大統領は島民の帰島を今後検討することを約束する」との文を明記しようとしたとき、ダレ

スはそれを断った。日本側の期待を高めすぎないためであったろう。²⁰⁾

結局、アイゼンハワー大統領は、かつて対日平和会議の席上でジョン・ダレスが述べた「日本の潜在主権」を確認したにとどまった。

1961年6月の池田・ケネディ日米首脳会談では、日米の“イコール・パートナーシップ”が謳われた。日本の高度経済成長を予兆するような新たな時代の幕開けを示すようなスローガンであったが、沖縄、小笠原返還そのものに関しては何ら進展は見られなかった。²¹⁾

第4章 返還実現—佐藤・ジョンソン会談—

多くの日本人に、日本がもはや敗戦国ではなく、先進国の一員であるという自信を与えた象徴的な出来事は、1964年（昭和39年）秋に開催された東京オリンピックであった。東洋で最初のオリンピックは、いわば戦後の日本の再生ぶりを世界にアピールする機会であった。日本の安定した政治環境と驚異的な経済成長によって日本の国際的地位も向上した。そのような中、沖縄、小笠原返還が佐藤政権の重要な課題として取り上げられた。1965年（昭和40年）8月19日、佐藤総理自らの沖縄訪問の際に、「私は沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって『戦後』が終わっていないことをよく承知しております。これはまた日本国民のすべての気持ちでもあります」と演説し、その実現に積極的に取り組むことを内外に明らかにした。²²⁾

この演説に先立つ1965年（昭和40年）1月12日及び13日の両日、佐藤総理大臣はジョンソン大統領とホワイト・ハウスにおいて当時の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する事項について意見交換を行った。1月12日の午前中の大統領と総理の二者会談においては安全保障問題、中国問題、ベトナム問題、インドネシア問題、毛製品輸入問題、大統領の訪日招請が話し合われ、小笠原・沖縄問題については触れられていないが、午後の全体会議で上記の問題の他に沖縄、小笠原問題が取り上げられ、内容は次の通りである。

総理より、沖縄における米軍基地の保持が極東の安全のため重要である

ことは十分理解しているが、沖縄が米国の施政権の下におかれて以来すでに20年を経過し、施政権の返還が沖縄住民のみならず、日本国民全体の強い願望であることを理解されたい。当面は自治権を拡大し、沖縄住民の政治的、社会的自由の確保に努力することが、米国の軍事基地運営のため住民の協力をうる所以であると述べた。

これに対し大統領は、現存する協議委員会の機能を拡大し、沖縄住民の福祉の向上と経済発展に努力する用意があり、さらに小笠原の墓参についても好意的に検討する旨を述べ、総理は満足であると答えた。²³⁾

また日米共同声明では、

大統領と総理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米国の軍事施設が極東の安全のため重要であることを認めた。総理大臣は、これら諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本の政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた。両者は、琉球諸島の住民の福祉と安寧の向上のため、今後とも同諸島に対する相当規模の経済援助を続けるべきことを確認した。両者は、琉球諸島に対する援助に関する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足の意を表明し、現存する日米協議委員会が、今後は琉球諸島に対する経済援助の問題にとどまらず、引き続き琉球諸島の住民の安寧の向上を図るために両国が協力しうる他の問題についても協議しうるように、同委員会の機能を拡大することについて、原則的に意見の一致をみた。大統領は、旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討することについて同意した。²⁴⁾

とある。「総理大臣は、これら諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返

還されるようにとの願望を表明し、「大統領は、施政権返還に対する日本の政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた」とあるように、この時も、沖縄、小笠原の早期返還についての強い願望をアメリカ側に示しただけで施政権の返還そのものに関しては実質的な進展は見られなかった。しかし、旧島民の長年の要望の一つであった小笠原諸島墓参の実現は現実的に考えられるようになった。佐藤・ジョンソン会談の年、1965年（昭和40年）にさっそく第一回の墓参団の渡島墓参が実施され、翌年にも第二回の小笠原墓参が実施された。

当時はベトナム戦争が泥沼化する一方でいつ終わるとも知れぬ現実とそれに加えて核武装する中国の潜在的脅威がある時期で、沖縄の米軍基地の重要性が減少しないかぎり、施政権返還の可能性、ましてやその時期について論じることとは問題外であった。しかし、日本ではその頃沖縄及び本土で復帰運動と反基地闘争とが高揚しており、とてもアメリカ側のそのような論理が通じる状況ではなかった。若泉敬の回想は次のようである。

佐藤首相の多分に意図的な「公約」によって点火され鼓吹されたナショナリズムと、それを反映する沖縄および本土の世論は、日を追って昂揚し急進化していった。したがって当時の一部の人々は、「佐藤の『焼身自殺』、すなわち、佐藤は実現出来ない課題に自ら取り組んだため、佐藤内閣はつぶれるだろう」と言っていたほどである。なんとかしてこの容易ならざる局面を打開し、前途への具体的な展望を切り拓くことによって不必要な過激化を抑制することは、佐藤政権の存続にとって政治的緊要事となりつつあったといってもよいだろう。²⁵⁾

2年後の1967年（昭和42年）11月、佐藤総理大臣の訪米による第2回佐藤・ジョンソン会談で小笠原諸島の1年以内の全面返還がついに合意された。この会談で日本側は沖縄返還の時期についての約束を得ることを望んだがそれは得

られなかった。「共同声明では日米双方が沖縄施政権は返還されるという方針の下に共同で継続的検討を行うことが合意されたと記されるに留まった。アメリカ側は沖縄問題では満足を得られなかった日本を慰撫するため、戦略的価値が少ない小笠原諸島の返還を急ぐことにし、それは翌年六月に実現した。」²⁶⁾

奄美大島返還の時と同様、沖縄の施政権返還を延長させるために沖縄に比べれば戦略的価値のはるかに小さい小笠原諸島もまた外交上のコマに使われたと考えられる。

佐藤総理大臣の訪米を控え、外務省が同年10月21日付で作成した「小笠原返還に関する覚書」を引用すると以下のものである。

- 1 今日まで沖縄、小笠原の施政権を米側が保有している唯一の理由は、わが国を含む極東における自由世界の安全保障上の利益にあると了解されてきた。それゆえ、日本政府は7月15日の覚書にも述べたとおり、サン・フランシスコ平和条約の調印以来一貫して、沖縄、小笠原問題については、米国の善意に信頼し、日米友好関係の枠の中で解決すべきことを国民に訴えてきたのである。

しかるに小笠原については、自由世界の安全保障上の利益は、その日本の施政権下への返還をいつまでも引き延ばさねばならぬほどのものではないのではないかとの印象が強まってきている。先述の覚書にも述べたとおり日本政府としては、「小笠原の果たしている軍事的役割りが限られているやにみられることにかんがみ、米国が小笠原の施政権を保持し続けなければならない理由は日本側にとって容易に理解し難いところである。」と感じている。

すでに本年の特別国会において、議員側より小笠原の戦略的価値と、その現在における基地としての利用ぶりについての質問がなされた。これらの質問に答えるに当って政府側としても小笠原における軍事施設はきわめて限られた規模であり、軍事的にみて、積極的な活用をされているとはみられない旨を認めざるをえなかった。

小笠原の施政権返還の要請はかくのごとき背景によるものである。小笠原の施政権を日本に返還すると米政府の決定は、日本国民によって米国の誠意の証左であるとして歓迎されるであろう。さらに、かかる決定は、沖縄問題も日米友好関係の枠内で解決されるであろうとの日本国民の確信を強める結果となろう。

日本政府としても、小笠原返還が、米国の誠意の重要な証左であり、沖縄問題も日米相互信頼関係の枠内で解決することが望ましく、また、それが可能であることを実証するものであることを日本国民に理解せしめるべく最善の努力を払う考えである。

- 2 逆に小笠原の戦略的価値が限られているとの認識が高まりつつあるにも拘わらず、近い将来、小笠原の施政権が返還されない場合には、かかる米国の立場と同国の表明する「極東における自由世界の安全保障上の利益が、これら諸島の施政権回復に対する願望の実現を許す日を待望している。」との立場との間に相容れないものがあるごとく日本国民の目に映ることがおそれられる。かかる場合には、日本政府として、国民に対し日米相互信頼の枠の中で沖縄問題の解決を図ることが最善であるとの日本政府の説明を、説得力をもって行うことはできない。事態がかくのごとく発展する場合には、将来、本問題の処理は、両国政府にとって著しく困難となるであろう。また、かかる事態は両国の友好関係のためにも有益なものではない。
- 3 小笠原の返還は、沖縄住民の間に取残されたとの感じを生じ、日本の施政権の下への復帰に対する焦燥の念を強めるのではないか、またそれにより本土及び沖縄を通じて施政権返還の願望に油を注ぐ結果になるのではないか、との懸念がある。現在沖縄における各界の指導層及び住民一般の小笠原に対する関心は高くないと見受けられるが、小笠原返還が実現すれば、「次は沖縄」という感じを強め、それが沖縄返還運動に1つの刺激を与えることとなるかも知れない。

しかしながら、沖縄施政権返還の運動は小笠原の処置いかに拘わらず、引続きその度を加えて行くであろうという事実留意しなければなら

ない。日本政府としても、総理訪米の際到達さるべき基本的了解に基づき、引続き沖縄の施政権返還のための方針を求めて行かねばならないであろう。かかる情勢の下においては、小笠原返還の沖縄返還要求に対する一時的インパクトを考慮するあまり、前項に述べたより基本的な問題、すなわち、沖縄問題の賢明な処理のために、日本政府がこの問題の解決を両国の友好関係の中で求めるべき旨を、いかにすれば確信をもって、かつ、良心的に最善の方法で国民に説得しうるかという問題を見失ってはならないと信ずる。この点に関し、1953年8月8日ダレス国務長官が日本に奄美大島を返還する用意がある旨を声明した際、返還から取残された沖縄の世論も素直にその声明を歓迎し、ただごく限られた一部の者が、ダレス長官の声明中「平和条約第3条に掲げられる他の諸島に関しては、極東における国際的緊張が持続する限り米国は現在行使している程度の管理と機能とを保持することが必要であろう。」との部分を避難し不満を醸成しようと試みたに止まった事実が想起される。今回は、小笠原施政権返還の声明が、沖縄の施政権を返還する米国の意図に関する基本的了解についての声明と組み合わせられることとなると期待されるので、日本政府としては、小笠原返還が米国の誠意の実証である旨、国民に対して説明することは、奄美大島返還の時よりも、むしろ容易になるであろう。

- 4 日本政府は硫黄島に対し、米国民の間に特殊な感情のあろうことは十分理解している。しかしながら、日米両国は現在過去の戦争の苦い経験を越えて相互に友好関係を発展せしめつつあり、戦争の記憶に基づくある種の感情のゆえに硫黄島のみについて施政権返還を遅らせることは、現在の日米関係に則せざるところである。また、かかる措置は小笠原施政権返還の政治的効果を全く減殺する結果を招来するであろう。

日本政府は、それに代わり小笠原の日本の施政権下への返還が実現した暁には、米国海兵隊の勇氣と献身をたたえる記念碑あるいは記念公園を設立する等、米国における特別な感情に応える措置をとる用意がある。この記念碑または公園は、米国のみならず、日本戦士の勇氣をたたえる一方、

現在及び将来における平和と両国友好関係を象徴するものでなければならぬと考える。このプロジェクトはなんらかの形で日米共同のものとすることもできるであろう。これについて可能な具体的構想は現在日本政府部内において研究中であるが、米側との協議により、満足すべき計画が作成されることが望まれる。

- 5 軍事面について日本政府は、米国が小笠原地域にある必要な軍事施設を日米安全保障条約の下で保持することを認めることと及びこのための細目について、米側と協議に入る用意がある。また日本政府としては、小笠原諸島をわが国海上輸送路の安全を確保するための自衛隊の艦艇並びに航空基地として利用する考えである。このことは、この海域における自由陣営の防衛態勢の強化に役立つものと信ずる。この点についての具体的計画は別途米側に通報するであろう。²⁷⁾

「小笠原の施政権を日本に返還するとの米国政府の決定は、日本国民によって米国の誠意の証左であるとして歓迎されるであろう」「小笠原の施政権が返還されない場合には、……日本政府として、国民に対し日米相互信頼の枠の中で沖縄問題の解決を図ることが最善であるとの日本政府の説明を、説得力をもって行うことはできない」などとあり、外務省が強気な姿勢で臨んでいる様子が読み取れる。強気の背景には「小笠原における軍事施設はきわめて限られた規模であり、軍事的にみて、積極的な活用をされているとはみられない旨を認めざるをえな」と、小笠原が米軍基地として戦略的に重要でなくなっていることが考えられる。

このことに関して、アメリカ統治時代父島の米軍基地に勤務していたA氏は、アメリカ海軍は父島の二見港を潜水艦の基地として維持していたが、時代が原子力潜水艦の時代となり、そのためには二見港は規模的に小さく適切ではないと見なされたからであると、アメリカ海軍から聞かされたとのことであった。また、返還3年前、1965年（昭和40年）頃、父島の基地にはアメリカ海軍が14、5世帯、50人ほど常駐していたが、常駐開始当初と規模的には変わって

いない。当時の司令官であったジョンソン少佐から、A氏ら五人委員会のメンバーは「自給自足の体制をとっておきなさい」と言われ、軍事基地としての重要性がなくなり、返還が近いことをA氏は感じとったという。²⁸⁾

さらに、「覚書」には「小笠原返還が実現すれば、『次は沖縄』という感じを強め、それが沖縄返還運動に1つの刺激を与えることとなるかも知れない。しかしながら、沖縄施政権返還の運動は小笠原の処置いかに拘わらず、引続きその度を加えて行くであろうという事実に留意しなければならない」とある。これは、1953年（昭和28年）、奄美群島の返還に際し、小笠原と沖縄の返還措置の配慮を日本側が申し出たことにダレス米国国務長官が「国防省は奄美群島返還措置は日本をして隴を得て蜀を望む結果となるという理由で急いで返還することに終始反対してきたが、国務省がこれを抑えて返還決定に持っていった次第を述べ、この際に日本側から小笠原、沖縄等に関する希望の表明のあることは国防省の考えが正しかったことになり、自分の立場が無いことになる」と憤りを示したことがあり、前車の轍を踏まないための配慮であろう。小笠原返還は沖縄返還の前例ではないとの配慮をしつつ、しかし実際には日本国内での沖縄施政権返還運動が抑止できないほどまでに高揚している事実も明記している。また硫黄島は多くの米兵の血を流して領有したものであるというアメリカ国民の感情にも配慮して「日本政府は硫黄島に対し、米国民の間に特殊な感情のあろうことは十分理解している」としながらも、「しかしながら、日米両国は現在過去の戦争の苦い経験を越えて相互に友好関係を発展せしめつつあり、戦争の記憶に基づくある種の感情のゆえに硫黄島のみについて施政権返還を遅らせることは、現在の日米関係に則せざるところである。また、かかる措置は小笠原施政権返還の政治的効果を全く減殺する結果を招来するであろう」と、日本側の強気の姿勢が現われている。

1967年の佐藤・ジョンソン会談における沖縄・小笠原返還問題はあくまで沖縄が論点であり、沖縄問題いかによる小笠原返還であったことは、「共同声明全体について逐条検討したが、特に沖縄施政権返還問題に関する部分については、我方より共同声明において端的に前進の姿を示す必要があること、小笠

原との関連においてもその姿がなければ困ることを縷説し²⁹⁾にうかがえる。

一方、アメリカ側では会談以前から小笠原返還に応じる用意が整いつつあった。会談二ヶ月前に下田で日米関係民間会議が行われた際に、その年の1月31日に公聴会で「沖縄・小笠原返還は、安保改定のさい解決されるよう希望する」³⁰⁾と発言していたマイク・マンズフィールド上院議員が小笠原返還に言及している。

(1967年)九月十四日から十七日まで、伊豆の下田で日米関係民間会議(通称「下田会議」)が開催され、私もこれに出席した。

時を同じくして、ワシントンでは両国閣僚レベルの第六回日米貿易経済合同委員会が開かれ、この機会に沖縄、小笠原返還について対米折衝を行った三木武夫外相とディーン・ラスク国務長官の会談が大いに注目された。
……

沖縄、小笠原問題に正面からふれたのは、米側特別参加者のマイク・マンズフィールド上院議員(民主党院内総務、のちの駐日大使)の講演であった。そのなかで同議員は、小笠原の返還には障害がないであろうと述べた。³¹⁾

佐藤・ジョンソン会談の記録「第20回外交記録公開追加文書」を読むかぎり、ジョンソン大統領の関心はもっぱら日本の経済協力にある。ベトナム戦争の泥沼化に苦しみ、日本が軍事的な協力はできないことに理解を示しつつも経済大国になりつつあった日本に財政面での協力を要求せざるを得ないアメリカ側の窮状がジョンソン大統領の発言に見られる。そこで、11月14日午前の会談において、沖縄、小笠原返還については佐藤総理大臣の方からきり出された。

総 理：……緊迫した国際情勢を話した挙句沖縄、小笠原をもち出すのは理解しにくいかもしれないが、国民こぞって返還を強く希望しており、これは、今や国民的願望となっている。しかし、すぐに返せというのではない。即時返還を要求しているのは社会党だけであり、自分は、そういうことは

いわない。自分は100万近い日本人が日本に復帰したい気もちは尊重せねばと思う。一方、総理として、日本、極東の安全を考えるのは当然である。この問題と沖縄、小笠原の返還は、同時に考えられる。この気もちは、ジョンソン大使を通じ、伝わっているであろうと思う。率直に言って、下手に扱えば、大変な問題を日米間に起すことになる。すでに25年近く、4分の1世紀がたっており、日本国民がimpatientになっているからである。従って何等かの解決方法が絶対必要である。今日のようにヴェトナムの戦いがあり、中共が核武装している最中に、沖縄の基地をなくすことが考えられないのはもちろんである。しかし、適当な時期に復帰できないものかと思っている。これが戦略的な安全保障を阻害しないのでできないか、何時ということを書えないのは分る。日本国民に期待をもたず表現をコミュニケに入れられないであろうか。オリンピックをやるというと、いつやるかがはっきりしているから準備ができる。EXPOも同じである。沖縄、小笠原についてもtarget dateがないと準備が困難である。具体的に何時といえないのは分るが、この2、3年のうちにいつ返せるかとの目途をつけられないか、dateでなくtimingのことである。

大統領：このことはラスク、マクナマラと話すときいているが、そうか。(総理これを肯定) 自分は、話があがってくるのをまって検討しよう。しかし、御承知のとおり、米国は伝統的に領土を求めたり、領土、植民地を保有したりする意図はない。ラスク、マクナマラによく話してほしいが、議会にも詳細に報告しなければならない。われわれは日本からin that part of the worldの防衛責任を引受けるとのofferがあれば歓迎する。われわれは欧州で疲れている。朝鮮、ヴェトナムでも戦った。米国民は、その責任からget outするのを歓迎するであろう。他国も強くなってきており、防衛責任を引受けるとの歓迎する。議会方面では欧州、アジアからpull backせよとの気もちが強い。日本、ドイツが責任を分担せよとの気もちも強い。われわれはこの問題を真剣に考慮するであろう。マクナマラが何をなそうるかを自分に具申するであろう。

総 理：沖縄、小笠原より、全体の安全保障体制はもっと大切である。日本は核能力をもっていない。そこで米国の核の傘の下に安全を保障されている。長期にわたる日本の安全保障がどういう形をとるかは研究する。現在の安全保障の取極が長く続くことは絶対必要である。こういう基本的な考えの下に、沖縄、小笠原返還までに軍事基地その他の問題で何ができるか国民を教育することを考えている。

大統領：ラスク、マクナマラと十分話してほしい。防衛努力の増加の indicationがあれば歓迎する。米国の防衛責任の一部を give up することを歓迎する。米国民の一部は、幻滅を感じつつある。彼らは、米国が自分以外のすべての者を防衛しているのではないかといっている。具体的な timing や date はわれわれにとって問題であろう。しかし、日本が経済その他で that part of the world における責任を引受けられるならば、we can work on that。ラスク、マクナマラに日本として何ができるかを話してほしい。そうすれば議会にも説明できる。

総 理：原潜、エンタープライズ等も今後は心配をかけることはあるまい。

大統領：現在米国内において、自分がかって経験したことの無い程孤立主義が強くなっている。

(ここで総理より「in a few yearsに両国の満足しうる返還の時期に合意することを目的として (with a view to ~)」と書いた紙片を手交し考えてみてくれと要望の上、会議を終了した)³²⁾

結局、最初の会談で返還についての大統領の回答は「自分は、話があがってくるのをまって検討しよう」に終わり、小笠原返還の合意は翌日15日午前の佐藤総理・ラスク国務長官の会談で具体的合意に達した。

総 理：米側の好意を無駄にしないよう、今後協議機関を通じて努力したい。小笠原はいつごろの見通しか。

長 官：ジョンソン大使帰任後直ちに協議に入りたい。

三木大臣：目途は1年以内でよいか。

長 官：小笠原については、遅らせる意図は全くない。詳細を合意することだけである。

三木大臣：1年以内との希望を外部に表明してもよいか。

長 官：結構である。³³⁾

1967年12月末には小笠原返還協定に関する交渉が始まり、翌年の3月末には最終案が完成し、4月5日に東京で協定調印式が行われた。6月26日に、東京、父島そして硫黄島のそれぞれで返還式が挙行され、23年の長きにわたって日本から分離されていた小笠原諸島がようやく日本に復帰した。

おわりに 都合のよい他者欧米系島民

1960年代後半以降小笠原諸島の施政権返還が本格的に外交交渉にのぼるようになり、父島のアメリカ海軍の副司令官が各戸をまわって返還反対署名を集め、ほとんどの島民が署名に応じたことがあった。³⁴⁾ また、1967年11月に佐藤総理・ジョンソン大統領の会談で小笠原返還が決定したが、その年の夏頃、アメリカ海軍は「住民の中から五名の代表者を選んで特別機でワシントンDCに連れて行き、彼らに『返還反対』を表明させている。」³⁵⁾ 20年余りアメリカ軍の軍政下であって、子女でアメリカ軍人と結婚した者も20名近くあった。アメリカ国籍を取得した者もありアメリカとの絆は深まっており、アメリカに対する親近感は簡単に払拭できるものではなかった。しかし、欧米系島民全員が返還反対で最後まで一致していたわけではなかった。A氏は五人委員会の委員を何度も務めていたが、父島のアメリカ海軍司令官ジョンソン少佐から五人委員会に「自給自足の体制を準備しておきなさい」との話があったときに返還が近いと感じたという。そこで1965年（昭和40年）、東京都庁に赴き当時の東竜太郎都知事に直接願い出て日本国籍を取得した。東竜太郎都知事は罰金を課すどころか、他の3家族の分も含めて公費で手続きをしてくれたという。アメリカ国籍を取得していたA氏は小笠原諸島の将来に不安を覚えていた。結婚しても子どもが

生まれても入籍できなかった。健康保険や年金の制度もなく老後が心配だったという。彼は返還を望み本土での帰島運動を応援していた。³⁶⁾

A氏の話から理解できるように、欧米系島民は自由なアメリカ合衆国市民としての扱いを全面にわたって享受していたわけではなく、島に住むアメリカ海軍とは一線が引かれていた。

アメリカ軍は、島の開発にはいっさい手をつけなかった。この島に帰ってきた欧米系住民に家を与え、道路・水源地などを整備した以外は、ほとんど資本投下していない。あとは住民が生活するのにこと欠かないように、そのときに応じてアメダマ的な恩恵政策を実施していた。住民もアメダマに満足していた節がある。³⁷⁾

アメリカ軍はサメがでるという理由で二見湾の遊泳を禁止し、海辺近くにプールを作ったが、島の人々は原則として遊泳できなかった。また軍関係家族のためにブランコやバレーボールコートなどの遊具施設を作ったが、島民のうち白人系の子どもはそこで遊べたが、黒人系の子どもが近づくといやがられたという話もある。また先にもふれた慰安のための屋外映画場が海岸べりに建てられたとき、椅子席に腰をかけられたのは、米軍の兵隊とその家族、それと米兵から愛された島の娘であった。³⁸⁾

また、ラドフォード提督学校でもアメリカ軍人の子弟は無償であったが、島民の子弟は月2ドルを払っていた。

アメリカ海軍統治下でアメリカ的な生活の長かった多くの欧米系島民にとって、日本への小笠原諸島返還は非常に複雑な気持ちで気がかりなことであった。施政権返還に先立ち日本政府とアメリカ政府の間で、欧米系島民に対してアメリカ国籍、日本国籍のいずれを取るかの選択権を2年間の期限付きで与えることが取り決められた。橋本健によるとそのこともまた不安定な島民にとっては動揺の原因となった。

昭和四三年秋、突然クライアンというアメリカ移民局の係官が移民法に関連して父島を訪れた。「小笠原島民にむこう三年間、日本の移民割当てのワク外で米国永住権を認める法案を審議している」という話を聞いた島の人々の間にかなりの動揺がおこった。成人学校で日本語を習うのを止める若者もでてきた。クライアンが去って後、島は再び平静にもどった。

いま、欧米系住民の各家庭の奥には、日本返還の前日の六月二十五日、アメリカ海軍軍司令部が発行した身分証明書 (Certification of Identity) が大切に保存されている。そこにはアメリカ海軍と小笠原島民が、父島とともに生活していたということが書かれており、将来この証明書をもってアメリカに渡れば、市民権は与えられないまでも、居住の便宜をはかってくれるという。この証明書には、島民各人の名前、写真、頭髮、皮膚の色、国籍、市民権、生年月日までが詳細に記載されている。しかし奇異なことといおうかその証明書には、島民の国籍と市民権 (nationality and citizenship) は「日本人」(Japanese) と明確に記入されている。³⁹⁾

アメリカは小笠原諸島と欧米系島民を周辺から遮断しアメリカ的な空間を創出した。一方、欧米系島民はアメリカに深く依存・従属し、アメリカ人になること、またはなろうとすることによって日本との関わりや過去とのしがらみといった問題の解決を図ろうとしてきた。しかし、結局、アメリカ側から見れば欧米系島民は多の中の1つ、忘れられるマイノリティーに過ぎなかったと考えられる。駐留アメリカ軍人と欧米系島民の間に見られる映画、プール、学費等の格差は、アメリカにとっては決して未知の経験ではなく、植民以来、インディアンや黒人に当てはめてきた既知の他者像が欧米系島民にも当てはめられ、同時に日米外交においてはアメリカにとって都合のよい他者を演じさせられていたに過ぎなかったとも言えよう。

近代において人は国家という逃れようのない枠の中に線引きされ、人は自らの安全と幸福を国家に託さざるをえない国民となった。問題は、その国家が国民個々の安全と幸福を託しうるものであるかどうかである。あるときは独裁者

の意志で、あるいは全体主義国家の都合で、またあるときは一時的な流行思想が原因で国家間の争いとなった場合には国家の安寧が最優先され、国民は精神、生命、財産の犠牲を求められ、それに応じることが国民としての美德であるかのように喧伝されてきた。国家は、精神、生命、財産といった絶対価値を国家のイデオロギーとして機能させ、国民に常に反省を求め、国民を萎縮させ、従わせようとしてきた。国家優先という視点から見れば小笠原の欧米系島民の生き方はそのような美德に欠けているものと映るであろう。欧米系島民は移住以来、最初はイギリス、次にアメリカに彼らの安全と幸福を託し、1882年（明治15年）には「政令ノ寛ニシテ保護ノ厚キニ安ンシ明治十五年悉ク」日本に帰化した。戦後の23年間は再びアメリカの保護のもとに生き、復帰と同時にまた日本国民に戻った。彼らを線引きしたのは国家間の都合である。戦前、戦中、戦後にわたって欧米系島民は欧米の血が流れているという彼らの生まれによって運命を翻弄され、彼らを個々の人たらしめている価値観や道徳観といったもので扱われることはなかった。本来バガボンド的、または「海賊の子孫であると自称」⁴⁰⁾する欧米系島民にとって日本国やアメリカ合衆国という国家はどれほどの意味を持ったのであろうか。彼らにとってアメリカ人であること日本人であることへのこだわりはさほど強かったとは思われない。そのようなこだわりは彼らの体に流れるコスモポリタンの血と同じく欧米系島民にはなく、ただ先祖がそうしてきたように先祖の暮らしの跡が残る島での平和な暮らしを素朴に望んだに過ぎなかったのではないか。

- 1) ジョン・W・ダワー 明田川融 監訳 『昭和 戦争と平和の日本』（みすず書房、2010年）、p.161。
- 2) 同上、p.181。
- 3) 小田滋・石本泰雄編集代表 『解説条約集』（三省堂、1999年）、pp.709-10。

「日本国との平和条約」

第三条 [南西・南方諸島] 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を

含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

- 4) 「密使若泉敬 沖繩返還の代償」 NHK 2010年6月19日放送。
- 5) 「沖繩返還 列島改造」『NHKスペシャル 戦後50年その時日本は』 第4巻 (日本放送出版協会 1996年)、pp.104-05。
- 6) 尾曲巧 「アメリカの小笠原統治 —統治に見られる善悪二元論の人種差別—」『地域政策科学研究』 第5号 (鹿児島大学大学院人文社会科学部 2008年)、pp.25-50。

- 7) 松村尅・富田虎男編著『英米史辞典』 (研究社、2000年)

Remember the Alamo (アラモを忘れるな) 1836年のテキサス独立戦争の際の合いことば。同年5月6日、サン・アントニオのアラモ砦にたてこもったアメリカ義勇軍がメキシコ軍の攻撃をうけて全滅した戦闘を忘れずに、テキサスの独立を支援するよう訴えたもの。

猿谷要『アメリカ歴史の旅 イエスタデイ&トゥデイ』(朝日選書、1987年) p.54。

この経過を見ていて、アメリカ側のやり方に不審の念をもった人が、ごく僅かだがいたのだ。この戦いが防衛のための戦いではなく、侵略のための戦いであったことを堂々と議会で述べたのは、まだ新米の下院議員だったエイブラハム・リンカーンである。……共和党の大統領候補になったとき、当時をふり返ってこう書いている。「私が思うに、メキシコが合衆国とその人民を苦しめたり困らせたりしていることはまったくなかったのですから、メキシコ住民たちの土地へ軍隊を派遣することは、不必要であり、また憲法違反でもあったのです」

- 8) 松村尅・富田虎男、

Remember the Maine(メイン号を忘れるな) 1898年の米西戦争(Spanish-American War)の合いことば。1898年2月15日、キューバのハバナ港に停泊中の米軍艦メイン号が爆破された事件の責任をスペインにとらせようと世論に呼びかけたもの。い

わゆるイエロー・ジャーナリズム（Yellow Journalism、大衆煽動紙）がその音頭をとった。猿谷要、p.76。

メイン号爆沈事件がなんといっても直接のきっかけだったが、実はメイン号を沈没させた魚雷が、果たしてスペイン人によって発射されたものか、それともスペイン人の仕業のように見せかけてアメリカ人を怒らせるために、キューバ人が発射したものか、誰にも分からなかった。それどころか、当時キューバに投資されていたアメリカの資本は五〇〇〇万ドルにもなっていたので、アメリカを開戦に踏み切らせてキューバを属国にするため、あるいはアメリカ人自身がメイン号を一という可能性さえ考えられるのだ。そういう不明朗さは、戦後処理にもあらわれていた。キューバを解放するはずの戦いだったのに、地球の反対側のフィリピンを二〇〇〇万ドルでスペインから手に入れる。

- 9) 三輪公忠『隠されたペリーの「白旗」―日米関係のイメージ論的・精神的的研究』（上智大学、1999年）pp.8-9。

アメリカ人歴史家ジョン・トウランドによれば、真珠湾奇襲攻撃で惨敗を喫したキンメル（Husband Edward Kimmel, 1882-1968）提督の責任を問うアメリカ議会上院の査問委員会で、弁護側にとって重要な資料となりえたはずの解読された日本側の機密電文を含む文書類が、海軍省の機密文書金庫の中に埋高く積まれていたのに、何者かによって片づけられたのであろう、あるとき一夜のうちにほとんどなくなっていったという。日本側の暗号電文の傍受に成功していたワシントン政府は、真珠湾に係留中の太平洋艦隊を囮にしてアメリカ国民の対日徹底抗戦の決意を確実に誘い出そうとしていたという歴史解釈がもしほんとうならば、キンメル提督は冤罪に問われていたことになる。トラウンドを含み、そう考える歴史家は多い。キンメル提督自身の息子で、父と同じ海軍軍人になった男は、父の無罪を信じて今も歴史の研究を続けている。

ロバート・B・ステイネット、妹尾作太男監訳『真珠湾の真実―ルーズベルト欺瞞の日々』（文藝春秋、2001年）、p.3。

日本の攻撃を挑発することにより、太平洋艦隊及び太平洋地域の市民たちを含む米軍部隊が大きなリスクに曝され、危険な状態に直面することになるという、身の

毛のよだつ事実を、ルーズベルトは受け入れたのである。ハワイの米軍指揮官、ハズバンド・キンメル海軍大将とウォルター・ショート陸軍中將には、ルーズベルトの政策の中に含まれるリスクに対して彼らをより警戒させることになったかもしれない秘密軍事情報は提供されなかったにせよ、彼らは「合衆国は、日本が先に明らかな戦争行為に訴えることを望んでいる」という大統領命令に従った。

- 10) 三輪公忠「日米関係の特徴—相互イメージを中心として」、本間長世編『総合研究アメリカ7 アメリカと世界』（研究社、1976年）、pp.109-110。

しかしいまここで突然、一九四一年一月七日（アメリカ時間）という時点に焦点をあてようというのは、この時間にアメリカの対日イメージは画期的な大変化をとげたからである。……ともかく隠微してきた事実をさらけ出すことになったからである。対日イメージは綺麗ごとの時代を終え、このときはじめてその根源に達したのである。人種的な蔑視はいまやだれはばかることなく人種的な憎悪として大手を振ってまかり通ることになった。日本人を憎悪することは、愛国心の表白といっしょになった。日本人を虐殺することは、人類のために「文明」を守ることと同じになった。

この心理的路線の上で、日系市民に対する迫害はエスカレートし、ついにただ敵性国民の血を引いているというだけの理由で、れっきとしたアメリカ市民である二世たちまでが、アメリカ憲法が保障しているはずの公民権も完全に侵害されて、夏は気温が四〇度にもなるという砂漠地帯に特設された収容所に送り込まれたのである。そして原爆が広島と長崎に投下されたということも、ドイツの都市ではたして使用しえたかどうかということと思いを合わせてみるとよい。

- 11) ロバート・D・エルドリッジ「小笠原と日米関係、1945-1968年」、ダニエル・ロング編著『小笠原学ことはじめ—小笠原シリーズI』（南方新社、2002年）、pp.247-50。
 12) 同上、p.261。
 13) 川上健三「小笠原問題の沿革と特性」、国際法学会編『南方諸島の法的地位』（南方同胞援護会、昭和三十三年）、pp.99-100。

このように、欧米系島民を区別してこれを優先的に帰島させるべき根拠は甚だ乏しいといわなければならないが、このような場合、国際先例としてはどのように扱

われているかをみるに、小笠原は申すまでもなく沖縄などと同じく、わが国に「潜在主権」の存在する地域である。しかしこのような地位に正しく該当する国際先例はないので、従って住民の取扱についても、これに該当する場合はない。ただ旧施政国がなお領土権を保有し、その住民が旧施政国の国籍を保有することが認められている例を求めるならば、十九世紀後半から二十世紀初期にかけてのボスニア、ヘルツェゴビナ及びサイプラス、嘗ての中国の膠州湾、旅順・大連等の政治的租借地、ヴェルサイユ条約から1935年までのザールの地位等に類似している。

これらの地域の住民は、旧施政権国の国籍を保有し続けるとともに、引き続いて同地域に居住を認められ、かつ、新施政権国はこれらの住民を現地より追放する権利はなかった。さらに追放の対象となりえなかった旧施政権国国籍を有するこれらの住民の範囲については、当該地域の地位の変更があったときに当該地域に住所を有していたものとされ、当該地域に現実にいたか否かは問われなかったと解される。例えばザール地域については、一九二一年六月十五日ザール施政委員会の「ザール住民の地位に関する命令」第二条第三項によれば、ザール住民とは一九一八年十一月十一日にその法律上の住所をザール地域にもっていたものとされている。

小笠原島民は終戦前日本軍により、又は終戦後占領軍当局により、その意志に反して日本本土に移送されたものである。これら島民は小笠原の定住者であって一時不在したものであり、しかも日本本土へ移送された後も引き続き帰島の意志を表明しているのであるから前記の国際先例からみても、また現に沖縄の場合は、戦時中日本本土に疎開していた島民の帰島が認められている事実にもかんがみ、既に帰島を許された欧米系島民と、いまだに本土に残留している島民との間にはなんら法的地位において異なるところはない筈である。

- 14) 外務省アジア局第五課「小笠原旧住民の帰島問題に関する対米折衝経過概要」昭和29年12月27日2002年12月23日、外務省が第17回外交記録公開で公表した。
- 15) 外務省欧米局第一課「井口・ラドフォード会談要旨」昭和31年8月4日、2002年12月23日、外務省が第17回外交記録公開で公表した。
- 16) Stephen Jurika Jr, edit., *From Pearl Harbor to Vietnam The Memories of Admiral Arthur W. Radford*, (Stanford: Hoover Institute Press, 1980), pp.259-62.

- 17) 2006年6月29日 東京竹芝棧橋において返還当時の小笠原青年連盟代表の菊池忠彦氏への著者の聞き取りによる。

なお、日本共産党と小笠原復帰関係の文献として日本共産党中央委員会出版部編集発行の『沖縄・小笠原問題と日本共産党』（1966年）などがある。
- 18) E.H.Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939*, (New York: Palgrave,1981),pp.74-75
訳文は井上茂訳『危機の二十年』岩波書店を拝借した。
- 19) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』（文芸春秋、1994年）、p.43。
- 20) ロバート・D・エルドリッジ、p.262。
- 21) 若泉敬、p.43。
- 22) 内閣官房編『佐藤内閣総理大臣演説集』（内閣総理大臣官房、1970年）、p.111。
- 23) 外務省 「第1回ジョンソン大統領佐藤総理会談要旨 1月12日ホワイト・ハウスにおいて」。
- 24) 外務省 「佐藤首相訪米（1965年1月12日・13日）日米共同声明」。
- 25) 若泉敬、p.32。
- 26) 細谷千博・本間長世編『日米関係史』（有斐閣、1982年）、p.101。
- 27) 外務省「小笠原返還に関する覚書」。
- 28) 2008年3月22日 父島にて著者の聞き取りによる。
- 29) 外務省 「(5)共同声明の沖縄関係部分の最終段階における経緯」、『佐藤総理訪米関係（1967年11月）関連文書』。
- 30) 小笠原協会編集『小笠原の現況一付小笠原返還の記録』（小笠原協会、1969年）、p.251。
- 31) 若泉敬、pp.29-30。
- 32) 外務省 「(1)佐藤総理・ジョンソン大統領会談録（第一回会談）」、『佐藤総理訪米関係（1967年11月）関連文書』。
- 33) 外務省 「(3)佐藤総理・ラスク國務長官会談録」、『佐藤総理訪米関係（1967年11月）関連文書』。
- 34) 石原俊『近代日本と小笠原諸島—移動民の島々と帝国』（平凡社、2007年）、p.413。
- 35) 同上、p.415。

- 36) 2008年3月21日 父島において著者の聞き取りによる。
- 37) 犬飼基義・橋本健『小笠原—南海の孤島に生きる』（日本放送出版協会、昭和四四年）、p.90。
- 38) 同上、pp.86-87。
- 39) 同上、pp.88-89。
- 40) 石原俊「海賊から帝国へ—小笠原諸島における占領経験の歴史社会学・序説」、ダニエル・ロング編著『小笠原学ことはじめ』（南方新社、2002年）、p.207。